

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ (県例規集登載)		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
行政改革推進室		担当課(室)		
			目次	
			担当課(室)	

◎岡山県規則第五十四号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三危機管理課の部3の項中5を削り、6を5とし、7から39までを一ずつ繰り上げ、同部4の項1中(3)を削り、(4)を(3)とし、同部6の項中「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に改め、同部7の項を削り、同部8の項中1及び2を削り、3を1とし、同項を同部7の項とし、同部中9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とする。

別表第三消防保安課の部1の項中1を削り、2を1とし、3から6までを一ずつ繰り上げ、同部6の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を削り、(6)を(3)とする。

別表第三政策推進課の部中1の項を削り、2の項を1の項とする。

別表第三総務学事課の部5の項1を削り、同項2(3)を削り、同2(4)中「学校法人」の次に「(私立)学校法第64条第4項の規定により設置された法人を含む。以下この項において同(7。)」を加え、同(4)を同2(3)とし、同2中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同2を同項1とし、同項3中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同3を同項2とし、同項4(4)を削り、同4を同項3とし、同部6の項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、同部9の項中「(平成18年法律第49号)」を削り、同部10の項中「(平成18年法律第50号)」を削る。

別表第三人事課の部中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、同部15の項中2を削り、3を2とし、4から7までを一ずつ繰り上げ、同項を同部14の項とし、同部16の項3を削り、同項を同部15の項とする。

別表第三財政課の部2の項中1を削り、2を1とする。

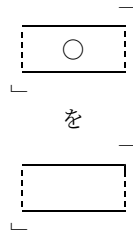
別表第三税務課の部1の項3中「、岡山県条例施行規則（昭和29年岡山県規則第63号）第3条」を削り、同部2の項中8を削り、9を8とし、10を9とし、11及び12を削り、13を10とし、14を11とし、15を削り、同部8の項1中「、特別地方消費税交付金」及び「、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成9年法律第9号）第三第6条」を削り、同部11の項2を削り、同部12の項中7を削り、8を7とする。

別表第三県民生活交通課の部1の項中7を削り、8を7とし、9を削り、10を8とし、11から15までを一ずつ繰り上げ、16を削り、17を14とし、18を15とし、19を16とし、20を削り、21を17とし、22から27までを一ずつ繰り上げ、同部中3の項を削り、4の項を3の項とする。

別表第三中山間・地域振興課の部2の項2中「指定地区の指定解除区域変更」を「開発区域の指定の解除又は区域の変更」に改め、同部4の項2中「辺地等に係る公共的施設の総

合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」を「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」に改め、同部6の項中3を削り、

4を3とし、同部9の項1(1)中



に改める。

別表第三市町村課の部11の項中3を削り、4を3とし、同部13の項3(2)中「、通知及び当該配分に係る調整の申出があつた場合の措置及び当該固定資産の配分面格等の調整及び」を「及び通知並びに当該面格等の配分の調整並びに」に、「措置」を「通知」に改め、同3中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を削り、同部15の項1及び2を削り、同項3中「令」を「国庫提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和32年政令第321号)」に改め、同3を同項1とする。

別表第三航空企画推進課の部4の項中「岡山飛行場運用規程」を「岡山県岡山飛行場運用規程」に改める。

別表第三国際課の部を削る。

別表第三くらし安全安心課の部2の項中1を削り、2を1とし、同項3中「組合」を「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)」に改め、同3を同項2とし、同項中4を3とし、5から10までを一ずつ繰り上げ、11及び12を削り、13を10とし、14から16までを三ずつ繰り上げ、17を削り、18を14とし、19から26までを四ずつ繰り上げ、27を削り、28を23とし、29を24とし、30を25とし、31を削り、32を26とし、33を27とし、34を削り、35を28とし、36から41までを七ずつ繰り上げ、42を削り、同部3の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同部4の項中1を削り、2を1とし、3から5までを一ずつ繰り上げ、同部6の項1中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、同1(4)中「(3)」を「(二)」に改め、同(4)を同1(2)とし、同項3(3)を削り、同項6を削り、同部7の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、同1(3)中「(2)」を「(二)」に改め、同(3)を同1(2)とし、同項2を削り、同項3(2)及び(3)を削り、同3を同項2とし、同項中4を3とし、5を4とし、6を削り、同部9の項中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を削り、7を5とし、8を削り、9を6とし、10から13までを三ずつ繰り上げ、14を削り、15を11とし、16を削り、17を12とし、18から22までを五ずつ繰り上げ、23を削り、同部10の項中1及び2を削り、3を1とし、4を削り、5を2とし、6を削り、7を3とし、8を削り、9を4とし、10を削り、同部11の項を削り、同部12の項中1を削り、2を1とし、3を削り、同項を同部11の項とし、同部中13の項を12の項とし、14の項から16の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三男女共同参画青少年課の部4の項中4を削り、5を4とし、6を削り、同部5の項及び6の項を削る。

別表第三環境企画課の部3の項中「(平成6年度環境基本計画)」を削り、同部4の項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9及び10を削り、11を8とし、12から14までを三ずつ繰り上げ、15を削り、16を12とし、17を13とし、同部11の項2中「第6条第2項」を「第6条」に改める。

別表第三新エネルギー・温暖化対策室の部3の項を削る。

別表第三環境管理課の部2の項中4を削り、5を4とし、6を5とし、同部3の項3中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(9)までを一ずつ繰り上げ、同項5中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同部4の項中2から5までを削り、6を2とし、7を3とし、8を4とし、9を削り、同部5の項1中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、同項6(2)を削り、同6(3)中「(2)」を「総量削減指定湖沼を定める政令に関する意見等」に改め、同(3)を同6(2)とし、同項中7を削り、8を7とし、同項9(2)を削り、同9を同項8とし、同項中10を9

別表第三循環型社会推進課の部1の項1(15)中「処理」を「処理、当該届出に係る計画の変更又は廃止の命令」に、「第8項」を「第3項、第8項」に改め、同1中(73)を(74)とし、(54)から(72)までを一ずつ繰り下げ、同1(53)中「蓄蔵」を「貯蔵」に改め、同(53)を同1(54)とし、同1中(52)を(53)とし、(27)から(51)までを一ずつ繰り下げ、(26)を削り、(25)を(27)とし、(16)から(24)までを二ずつ繰り下げ、(15)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三自然環境課の部1の項1中(1)から(4)までを削り、(5)を(1)とし、(6)を(2)とし、同項2中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、(6)を削り、同項3(4)を削り、同項4中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)を削り、(12)を(9)とし、同部5の項中5及び6を削り、7を5とし、8を6とし、9を削り、10を7とし、11から15までを三ずつ繰り上げ、16を削り、17を13とし、18を削り、19を14とし、20を15とし、21を16とし、22を削る。

別表第三医療推進課の部1の項を削り、同部2の項1(1)を削り、同1(2)中「二(ニ)ハ」を削り、同(2)を同1(1)とし、同1中(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同項4中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同項5を削り、同項6中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、同6を同項5とし、同項を同部1の項とし、同部3の項2を削り、同項

を同部2の項とし、同部中4の項を3の項とし、5の項及び6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、9の項を6の項とし、10の項を削り、11の項を7の項とし

同部12の項1を削り、同項2中「規則」を「岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成21年岡山県規則第15号。以下この項において「規則」という。）」に改め、同2を同項1とし、同項中3を2とし、4を3とし、5を4とし、同項を同部8の項とし、同部13の項中2を削り、3を2とし、同項を同部9の項とし、同部中14の項を10の項とする。

別表第三健康推進課の部2の項中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を削り、8を6とし、9から36までを二ずつ繰り上げ、同部3の項1(3)を削り、同部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、同部12の項1(3)を削り、同項を同部10の項とし、同部中13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、15の項を13の項とし、16の項を削り、17の項を14の項とし、同部18の項2中「変更（第7条第1項）」を「作成及び変更（第7条）」に改め、同項を同部15の項とし、同部中19の項を16の項とする。

別表第三生活衛生課の部3の項中3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、7を5とし、同項8中「第52条の6」を削り、同8を同項6とし、同項9中「第52条の4」を「第52条の10」に改め、同9を同項7とし、同項中10を8とし、11を9とし、12及び13を削り、14を10とし、15を11とし、16を削り、17を12とし、18を削り、同項19中「の発令命令」を「に対する発令命令」に改め、同19を同項13とし、同項中20を14とし、21を15とし、22を削り、23を16とし、同部4の項2中「又は変更品」を「、変更品又は廃止品」に改め、同項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を削り、同項9中「施行条例」を「施行法施行条例（平成12年岡山県条例第34号）」に改め、同9を同項7とし、同部5の項2中「又は変更品」を「、変更品又は廃止品」に改め、同項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を削り、10を8とし、同部6の項1中「若しくは変更品」を「、変更品若しくは廃止品」に改め、同項中4を削り、5を4とし、6から11までを二ずつ繰り上げ、同部8の項中17を削り、18を17とし、同部11の項中1を削り、2を1とし、3から13までを二ずつ繰り上げ、同部14の項中4を削り、5を4とし、6から12までを二ずつ繰り上げ、同部17の項中2を削り、3を2とし、同項4中「神田海上」を「神田海上」に改め、同4を同項3とし、同項中5及び6を削り、7を4とし、8を5とし、同部18の項3及び4を削り、同部20の項4を削り、同項5中「小規模認定業者」を「認定小規模食鳥処理業者」に改め、同5を同項4とし、同項中6を5とし、7から10までを二ずつ繰り上げる。

別表第三医薬安全課の部1の項1中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、(10)を(8)とし、同項中2の項を削り、3の項を2の項とし、同部4の項中2を削り、3を2とし、4から6までを二ずつ繰り上げ、同項を同部3の項とし、同部中5の項を4の項とし、同部6の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同項を同部5の項とし、同部中7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、同部10の項2中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、同項3中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、同項を同部9の項とし、同部11の項2中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、同項3中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、同項を同部10の項とし、同部中12の項を11の項とし、13の項から15の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三子ども未来課の部1の項2中(12)及び(13)を削り、(14)を(12)とし、(15)を(13)とし、(16)及び(17)を削り、(18)を(14)とし、(19)から(21)までを四ずつ繰り上げ、同部3の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(14)までを二ずつ繰り上げ、同1(15)中「(5)から(8)」を「(4)から(7)」に、「(14)」を「(13)」に改め、同(15)を同1(14)とし、同部4の項を削り、同部5の項1中「井路港遊歩道施設等」を「井路港約井路港施設等」に改め、同項を同部4の項とし、同部中6の項を5の項とし、7の項から10の項までを一項ずつ繰り上げ、同部11の項1(2)を削り、同項を同部10の項とする。

別表第三障害福祉課の部1の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(9)までを二ずつ繰り上げ、同項2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同2(5)中「のいはい」を「

等に係るもの」を削り、同(5)を同(4)とし、同(2)中(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同項3中(1)及び(2)を削り、同(3)中「第55条」を削り、同(3)を同(3)(1)とし、同項7(2)中「当該施設」の次に「(昭和35年岡山市令第21号)」を加え、同部2の項2中(7)から(9)までを削り、(10)を(7)とし、(11)を(8)とし、同項5中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)から(9)までを二ずつ繰り上げ、同部3の項中3を削り、4を3とし、5から12までを一ずつ繰り上げ、同部4の項3を削り、同項4中「令」を「身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下この項において「令」という。)」に改め、同4を同項3とし、同項中5を4とし、6を5とし、同項7中(1)から(5)までを削り、同7(6)中「第28条」を「第29条」に改め、同(6)を同7(1)とし、同7中(7)を(2)とし、(8)を(3)とし、同7を同項6とし、同項中8を7とし、同部5の項を削り、同部6の項1中「井原県済養院等」を「井原県済養院等」に改め、同項を同部5の項とし、同部中7の項を6の項とし、8の項から15の項までを一項ずつ繰り上げ、同部16の項中7を削り、8を7とし、9を8とし、同項を同部15の項とし、同部中17の項を16の項とする。

別表第三長寿社会課の部3の項1(1)ウを削り、同1(2)中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同項3中(1)を削り、(2)を(1)とし、同部4の項1中(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、同項2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを一ずつ繰り上げ、同項3中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、同部5の項中3を削り、4を3とし、5を削り、6を4とし、7を5とし、8を削り、同項9中「に係る」を「(旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は旧法第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業者を含む。以下この項において同じ。)」に改め、同9を同項6とし、同項中10を7とし、11から20までを三ずつ繰り上げ、21から24までを削り、25を18とし、26及び27を削り、28を19とし、29を20とし、同部6の項中13から15までを削り、16を13とし、17及び18を削り、19を14とし、20を15とし、同部8の項を削り、同部9の項1中「井原県済養院等」を「井原県済養院等」に改め、同項を同部8の項とし、同部10の項1中(3)を削り、(4)を(3)とし、同項を同部9の項とする。

別表第三企業誘致・投資促進課の部4の項2(1)中「環境」を「環境」に改め、同部5の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削る。

別表第三経営支援課の部3の項2を削り、同部21の項中「昭和34年法律第155号」を「昭和34年法律第155号」に改め、同項4を削る。

別表第三労働雇用政策課の部8の項1中(1)を削り、(2)を(1)とする。

別表第三組合指導課の部1の項中1を削り、2を1とし、3から8までを一ずつ繰り上げ、9を削り、10を8とし、11及び12を削り、13を9とし、14を削り、15を10とし、16及び17を削り、18を11とし、同項19中「中平会」を「中平会」に改め、同19を同項12とし、同項中20を13とし、21から24までを七ずつ繰り上げ、同項25中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを一ずつ繰り上げ、同25を同項18とし、同項中26を19とし、27を20とし、28を21とし、同部3の項1中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を削り、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、同項2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同部4の項中6を削り、7を6とし、8を削り、9を7とし、10を8とし、11及び12を削り、13を9とし、14から16までを四ずつ繰り上げ、同部5の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同部中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、同部11の項3中「規範条例」を「規範井原県条例又は規範保護条例」に改め、同項中5を削り、6を5とし、7を6とし、同項8中「中平会」を「中平会」に改め、同8を同項7とし、同項中9を8とし、10から12までを一ずつ繰り上げ、13及び14を削り、15を12とし、16を13とし、17を14とし、同項を同部10の項とし、同部中12の項を11の項とし、同部13の項中1から3までを削り、4を1とし、同項を同部12の項とし、同部中14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の

項とする。

別表第三農産課の部3の項3を削り、同部4の項中2から4までを削り、5を2とし、6を3とし、7を4とし、同部6の項中2を削り、3を2とし、同部12の項中1を削り、2を1とし、3を削り、同部19の項中1を削り、2を1とし、3から5までを一ずつ繰り上げ、6を削り、7を5とし、8及び9を削り、同部22の項1(2)を削る。

別表第三畜産課の部6の項中2から4までを削り、5を2とし、6を3とし、同部11の項2及び3中「養蚕事業の施設」を「養蚕事業施設」に改め、同項6を削り、同部12の項中2を削り、3を2とし、同部14の項2及び3を削り、同部15の項及び16の項を削り、同部17の項4を削り、同項5中「為替」を「為替」に改め、同5を同項4とし、同項中6を5とし、7から13までを一ずつ繰り上げ、同項を同部15の項とし、同部18の項中3を削り、4を3とし、5を4とし、同項を同部16の項とし、同部19の項1(9)イを削り、同(9)ウ中「への等時」を「養蚕事業の施設」に改め、同ウを同(9)イとし、同項2(8)中「蚕種」を「蚕種」に改め、同2中(15)を削り、(16)を(15)とし、同項を同部17の項とし、同部20の項中4から6までを削り、7を4とし、同項を同部18の項とし、同部中21の項を19の項とし、22の項から25の項までを二項ずつ繰り上げ、同部26の項中2を削り、3を2とし、4から6までを一ずつ繰り上げ、7を削り、同項を同部24の項とし、同部中27の項を25の項とし、28の項を26の項とし、29の項を27の項とし、30の項を削り、31の項を28の項とし、32の項から36の項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第三耕地課の部1の項2中(6)を削り、(7)を(6)とし、同項4(8)を削り、同部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から11の項までを一項ずつ繰り上げ、12の項を削り、13の項を11の項とする。

別表第三農村振興課の部中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、同部13の項中1を削り、2を1とし、3を削り、同項を同部12の項とし、同部中14の項を13の項とし、15の項から18の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三林政課の部5の項2中「養蚕事業の施設」を「養蚕事業施設」に改め、同部14の項2を削り、3を2とし、同部20の項2及び3を削る。

別表第三治山課の部1の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同項5中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(11)までを一ずつ繰り上げ、同5を同項4とし、同項6中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(9)までを一ずつ繰り上げ、同6を同項5とし、同項中7を6とし、同項8中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同8を同項7とし、同項中9を8とし、10を9とし、同項11中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同11を同項10とし、同項中12を11とし、同部3の項2中(3)を削り、(4)を(3)とし、同部4の項中2を削り、3を2とし、同部6の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同部7の項中1を削り、2を1とし、3から5までを一ずつ繰り上げる。

別表第三水産課の部1の項6中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同部2の項中1を削り、2を1とし、3及び4を削り、5を2とし、6から10までを三ずつ繰り上げ、同部3の項中2を削り、3を2とし、同部4の項3を削り、同部5の項中1から3までを削り、4を1とし、5及び6を削り、7を2とし、8及び9を削り、同部7の項中1を削り、2を1とし、同部8の項2を削り、同部9の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同部10の項を削り、同部11の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項を同部10の項とし、同部中12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同部14の項2を削り、同項を同部13の項とし、同部中15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、同部17の項3を削り、同項を同部16の項とし、同部18の項中「漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号)」を「岡山県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和44年9月6日農林水産部長通知)」に改め、同項1中「第3条」を「第4条、第5条」に改め、同項を同部17の項とし、同部中19の項を18の項とし、20の項を削り、同部21の項中7を削り、8を7とし、同項を同部19の項とし、同

別表第三監理課の部12の項1中(2)を削り、(3)を(2)とし、同項3を削り、同項4中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を削り、同4を同項3とし、同項中5を4とする。

別表第三技術管理課の部2の項を削る。

別表第三防災砂防課の部1の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、同項2中(3)を(6)とし、(2)を(5)とし、(1)を(4)とし、同(4)の前に次のように加える。

(1) 高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸の指定 (第13条の3)						○			
(2) 高潮特別警戒水位に達した旨の通知及び周知 (第13条の3)						○			
(3) 高潮浸水想定区域の指定及び指定の変更 (第14条の3)						○			

別表第三港灣課の部8の項中14を削り、15を14とし、16から22までを一ずつ繰り上げ、23を22とし、同22の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三港湾課の部8の項中24を削り、25を24とする。

別表第三都市計画課の部1の項中2を削り、3を2とし、4から7までを一ずつ繰り上げ、8を削り、9を7とし、10から18までを二ずつ繰り上げ、同部2の項3中(1)を削り、(2)を(1)とし、同部5の項2中「~~津田田中~~」を「~~津田田中~~」に、「~~第14条~~」を「~~第14条~~」に改め、同部8の項中11を削り、12を11とし、13から15までを一ずつ繰り上げ、16から24までを削り、同部10の項を削り、同部11の項5を削り、同項を同部10の項とし、同部12の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削り、同項5中「~~第25条の3~~」を「~~第25条の11~~」に改め、同5を同項3とし、同項6中「~~第25条の6~~」を「~~第25条の14~~」に改め、同6を同項4とし、同項7中「~~第25条の7~~」を「~~第25条の15~~」に改め、同7を同項5とし、同項8を削り、同項9中「~~第25条の10~~」を「~~第25条の18~~」に改め、同9を同項6とし、同項10中「~~第25条の10~~」を「~~第25条の18~~」に改め、同10を同項7とし、同項11中「~~第25条の10~~」を「~~第25条の18~~」に改め、同11を同項8とし、同項中12を9とし、13を10とし、14を削り、15を11とし、16を12とし、17及び18を削り、同項を同部11の項とし、同部中13の項を12の項とする。

別表第三建築指導課の部2の項5中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを削り、(6)を(2)とし、(7)から(35)までを四ずつ繰り上げ、同部6の項1(3)及び(4)を削り、同項3中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同3を同項2とし、同項4(3)を削り、同4を同項3とし、同項5(2)を削り、同5を同項4とし、同項中6を5とし、同部8の項中2を削り、3を2とし、同部10の項中3を削り、4を3とし、5から13までを一ずつ繰り上げ、同部12の項2を削り、同部14の項中「~~第8条の14~~」を「~~第8条の11~~」に改め、1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削り、5を3とし、6を4とし、7を削り、8を5とし、9から14までを三ずつ繰り上げ、15を削り、16を12とし、17を13とし、同部18の項中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を削る。

別表第三住宅課の部2の項4を削り、同部3の項18を削り、同部4の項6を削り、同部5の項1(2)を削り、同項2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同部7の項中「~~第13条第2項第2号~~」を削り、同項2中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(6)までを二ずつ繰り上げる。

別表第三会計課の部1の項中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を削り、8を6とし、同部3の項1中(2)を削り、(3)を(2)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。